

他の大学等との間の単位互換による成績等取扱規程

平成 21 年 4 月 1 日

規程第 115 号

改正 平成 22 年 3 月規程第 18 号

(趣旨)

第 1 条 この規程は、青森公立大学学則（平成 21 年規程第 1 号）第 20 条の規定に基づき、他の大学又は短期大学（以下「他の大学等」という。）との間の単位互換に関する協定により、他の大学等の授業を履修した学生の単位の認定及び成績の評価について必要な事項を定めるものとする。

(単位の認定等)

第 2 条 他の大学等において履修した授業に係る単位については、別表に掲げる他の大学等において履修したものについて、60 単位を超えない範囲内で卒業要件単位数として認めるものとする。

2 単位の認定に当たっては、他の大学等から提供された授業科目について、あらかじめ提示したアカデミック・コモンベーシックス、専門科目及び教養科目の分類に基づき認定するものとする。

(成績評価)

第 3 条 他の大学等において履修した授業の成績については、他の大学等から提供された当該履修の点数を、本学の成績評価基準に基づき評価し、これを GPA に算入しないものとする。

2 前項の成績評価は、学務運営会議がこれを行い、学部長が決定する。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この規程の施行の前において、学則第 8 条、第 13 条及び別表改正に伴う経過措置に関する規程等を廃止する規程（平成 21 年青森公立大学規程第 2 号）による廃止前の他の大学との間の単位互換による成績等取扱規程（平成 11 年 7 月 1 日施行）の規定に基づきなされた単位の認定、成績評価その他の行為は、この規程の相当規定に基づきなされたものとみなす。

附 則（平成 22 年規程第 18 号）

(施行期日)

この規程は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

別表（第2条関係）

- ・青森中央学院大学
- ・青森県立保健大学